

26総第7-1号
平成26年4月15日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前市長 後 藤 元 秀
(総合政策課)

定期監査等の結果について(回答)

平成26年2月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 契約事務について

総合政策課は、市の各種情報、公報、宣伝活動の中心的役割を果たしており、その活動を行うため、各種団体と数件の委託契約を締結している。

この契約締結にあたっては、契約金額と消費税額を明示しているものと、内税取扱いで契約金額と消費税金額が不明の契約書がある。契約金額によっては印紙税額に関わる事態も生ずることがあり、委託料の額とそれに伴う消費税額が分かるように改めたい。

また、印紙漏れの契約書があるなど、契約業務にあたっては、その内容を十分に検討の上、適正なる契約書の締結にあたられたい。

【措置内容】

契約業務については、基本となる金額、消費税の額を明確にすることとし、また内容においても十分検討し適正な契約に努めてまいります。

2. 補助金、助成金について

近年、市の人口減抑制策による、住所を有する新婚家庭へ家賃の一部補助や、空家対策の一環として、都市住民との交流拡大と定住促進による地域活性化を図るため「空家バンク」登録とその利用者に対し、その利用に係る費用の一部を助成する制度を設立し、その登録者、利用者も年々増加の傾向にあり、今後の利用者の増に期待する処である。

この利用や登録にあたっては、要綱に基づき関係書類を提出する必要があるが、関係書類中、日付の漏れ、契約上の期日を確認する書類の不備、転出者の転出確認書類の不備など、要綱に基づく関係書類の提出不備が散見され、適正なる審査業務が行われているとは思われない。

また、支援助成金の交付について、申請書の提出、交付決定、交付請求に係る一連の業務についても、要綱との整合性に乏しいなど今後、支援、助成業務が増えていくと考えられる中、一連の事務処理にあたっては、注意力を高め、厳格なる審査を行われたい。

【措置内容】

補助金、助成金については豊前市補助金交付規則及びそれぞれの要綱に基づいて適正な事務処理に努めてまいります。特に申請書の提出から、審査、決定、交付にかかる一連の書類については、十分注意をしながら事務処理をおこなってまいります。

3. 開発公社について

開発公社のあり方については、平成18年3月の集中改革プランにおいて、解散を含めた抜本的な見直しを進めるとあり、その後、平成23年2月の行財政改革推進プランにおいても、同様の内容となっており、解散を含めた見直しを進めてから8年を経過している。この間、一部整理したのものがあるものの、新たに活用したものもあり、25年度においても土地開発基金より借入れ、用地を取得している。

近年、開発公社の使命は終わったとのことで、解散している自治体もある中、検討を始めてから8年を経過しており、早急に結論を出されることを要望する。

また、土地開発基金からの借入金が短期借入金となっているが、年度末に返済し、翌年度当初に同額を借入れる措置が取られており、継続的な借入金となっている。実質的に複数年に亘る借入れで、長期債務にあたり、貸借対照表上、流動負債でなく固定負債とし、長期借入金として処理すべきである。

【措置内容】

開発公社については、以前のような地価の上昇は見られない現在、先行取得により取得価格を低く抑えるというかつての役割は薄れていますが、所有者の売却希望時期と市の取得希望時期が必ずしも一致しているとは限らないことや、国の補助事業で予算が要望額に満たない場合、事業の進捗状況に合わせた先行取得の必要性があることから、補助事業などで買い戻しの見込みがあるものに限って必要に応じて先行取得をおこなっています。なお解散の時期については、周辺自治体の動向も見ながら見定めていきたいと考えます。

公社の借入金については、公社の金利負担を軽減し簿価の上昇を抑えることを目的に土地開発基金より無利子にて借り入れしています。年度末に返済し翌年度当初に借り入れるという継続的な借入金となっていますが、基本的に市の依頼に基づいて先行取得がおこなわれ、その処分も市による再取得を前提としており、毎年の事業計画に沿って借入れをおこなっています。保有地の整理等今後の公社の状況を見ながら適正な事務処理をおこなっていききたいと考えます。

4. 行政評価について

平成21年度に試験的導入、2カ年の試行を経て平成23年度から本格導入し、補助金、委託料以外の評価結果をホームページにより公表を行っている。

評価対象は事務事業で、24年度は44事業を対象として評価シートにより実施している。

評価対象事業の選定は、各課に一任しており、対象事業として適切か疑問を持つものがあり、事業選定にあたっては選定基準及び選定委員会等を設置し、対象事業を選定するなどの検討が必要と考えられる。

また、評価にあたっては、庁内委員会で最終評価を行っているが、出来る限り客観性及び透明性を確保するため、第三者委員会の活用他、客観的情報、データを用いた検証評価により、信頼性を高めていくことが必要である。

今後、財政事情が厳しくなると見込まれる中、効率的な行政経営と職員の意識改革を図るため、評価システムの検討と評価内容の充実、改善を図りながら推進されることを要望する。

【措置内容】

市では第4次総合計画の進捗管理と職員のPDCAサイクルを念頭に置いた事業に対する意識の向上を目的に事務事業評価をおこなっています。すべての係長に評価シートを作成してもらうため、事業選定の仕方は、まず総合計画の重点

事業から、次に掲載事業から、通常の事務事業からという順番で係長に選んで作成してもらっています。今後も職員に慣れてもらうため1係1事業としながら、評価の必要な事業については別途事業指定をするなり選定しながら評価することも検討してまいります。またご指摘のようにより客観性及び透明性を確保し事務事業評価に対する信頼性を高めていくために、評価方法の検討、内容の充実に努めてまいります。